

申 請 資 格 誓 約 書

大牟田市長 殿

申請者（共同事業体の名称）
（代表者団体） 所 在 地
 団 体 名
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号

大牟田市ともだちや絵本美術館指定管理者の申請にあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、当該事実に関し貴市が行う一切の措置について一切異議、苦情の申し立てを行いません。

- 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者ではありません。
- 2 大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）の定めるところにより、大牟田市から指名競争入札に係る指名停止の措置を受けておりません。
- 3 市税、法人税、消費税等を滞納しておりません。
- 4 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）等に基づく再生、更正等の手続き中ではありません。
- 5 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定による指定の取消し（指定の取消しの理由が施設の休止、廃止等の地方公共団体の事情によるものを除く。）を受けたことはありません。
- 6 法人等の役員及び構成員に、大牟田市における指定管理者の指定手続においてその公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者が含まれておりません。
- 7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある法人等ではありません。
- 8 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している法人等ではありません。
- 9 法人等の役員及び構成員に暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者は含まれておりません。
- 10 法人等の役員及び構成員に、市長、副市長、教育長、企業管理者、市議会議員、地方自治法第 1 8 0 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する委員会の委員又は監査委員が含まれておりません。